

特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等
に当たっての基本方針について

〔平成 14 年 10 月 18 日〕
特殊法人等改革推進本部決定

特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 18 日 特殊法人等改革推進本部決定。以下「整理合理化計画」という。）のうち、事業について講ずべき措置は平成 14 年度から既の実施しているところであるが、組織形態については、同計画において、原則として平成 14 年度中に法制上の措置その他必要な措置を講じ、平成 15 年度には具体化を図ることとしているところである。

このため、今般、別表 1 に掲げる特殊法人等について、廃止・民営化等を行うとともに、別表 2 に掲げる独立行政法人について、同表に掲げる期日に設立等を行うこととし、別表 3 に掲げる法律案を今臨時国会に提出することとする。

また、今後、整理合理化計画に従い特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等を行うに当たっては、下記の基本方針によることとする。

記

1 整理合理化計画に則った厳しい事業見直し等

特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっては、今回の改革が、単に法人の組織形態 = 「器」の見直しにとどまらず、「中身」である特殊法人等の事業の徹底した見直しが極めて重要であるとの認識に立っていることを踏まえ、整理合理化計画に則り、厳しい事業見直しを行う。

また、平成 15 年度における特殊法人等向け財政支出については、整理合理化計画に則った事業の徹底した見直しの成果を厳格に反映させることにより、新独立行政法人（整理合理化計画に従い設立又は統合する独立行政法人をいう。以下同じ。）等に対する財政支出を含めた縮減・合理化を進める。

2 新独立行政法人の役職員の身分等

新独立行政法人の役職員は、原則として非国家公務員とする。特定独立行政法人と統合すること等から国家公務員とせざるを得ない法人については、非国家公務員とした場合に発生すると予想される支障の回避方策の検討等を踏まえつつ、統合する独立行政法人の中期目標の期間の終了時に非国家公務員に移行することを基本とし、必要な措置を講ずることとする。

新独立行政法人の役職員数は、事業見直し後の事業内容等に応じ、必要最小限のものとする。

新独立行政法人の役員の報酬等については、平成 14 年 3 月 15 日の閣議決定により特殊法人等の役員の給与及び退職金の大幅削減が行われたこと及び報酬等には役員の業績等が考慮されなければならないとする独立行政法人通則法第 52 条及び第 53 条の趣旨を踏まえ、厳に適正な水準とする。新独立行政法人の職員の給与についても、同法第 57 条及び第 63 条の趣旨を踏まえ、適正な水準とする。

また、主務大臣は、新独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較ができる形で分かりやすく公表することとする。

3 新独立行政法人の明確かつ具体的な中期目標の設定

独立行政法人の運営については、主務大臣は一般的に関与せず、基本的に長の裁量に委ねられていることから、独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確な中期目標の設定と厳正な評価が極めて重要である。このような独立行政法人制度の特色を踏まえ、新独立行政法人の設立にあたっては、主務大臣は、明確かつ具体的な中期目標を設定することとする。

なお、中期目標の設定に当たっては、役職員数及び人件費を含めた一層の事務運営の効率化を図る。

4 新独立行政法人への資産・負債の承継

新独立行政法人の設立にあたっては、特殊法人等の資産・負債を時価評価した上で新法人に承継することとなるが、仮に欠損金を承継することとなった場合でも、安易な国費投入等を行わず、主務大臣及び新独立行政法人が、その業務を確実に実施するために必要な財産的基礎の確保を図る観点から、欠損金の処理計画など具体的な処理方策を策定し、これを着実に実行することをもって対応する。